

介護老人保健施設「かがやきライフ江東」
短期入所療養介護用約款

介護老人保健施設 かがやきライフ江東
短期入所療養介護利用約款
(2025 年 1 月 1 日現在)

(約款の目的)

第 1 条 介護老人保健施設「かがやきライフ江東」(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、一定の期間、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスを提供し、一方、利用者及び家族(代理人を含む、以下「家族」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第 2 条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用同意書(以下単に「同意書」という。)を当施設に提出したときから効力を有します。但し、家族に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項別紙 1 及び別紙 2 の改定が行われな
い限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものと
します。

3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書別紙 1 及び別紙 2 の改定が行わ
れた場合においては、改定内容を記載した文書で契約者の同意を得るものとします。

(身元引受人)

第 3 条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を
立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者(民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)である
こと

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50 万円の
範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力
すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡し
た場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主
宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他
の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行
った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる

新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び家族は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。但し、利用者が正当な理由なく、短期入所期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金およびその他のご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び家族が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず5日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び家族が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び家族は、連帯して、当施設に、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの対価として、重要事項説明書別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び家族が指定する送付先に、前月分の利用料金の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び家族は連帯して、当該利用料をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払方法は現金支払い、銀行振込およびゆうちょ銀行口座自動払込みの3通りとします。

- 3 当施設は、利用者又は家族から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は家族の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記 録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族及び関係者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他、必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその状態、および時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

※ 詳細は重要事項説明書別紙3「個人情報の取扱い規定」をご覧ください。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状況が急変した場合、当施設は、利用者及び家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者又は家族が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速かに連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第12条 利用者及び家族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当窓口〈各担当ケアマネージャー〉(電話 03-3640-2111)に申し出ることができる。また、エレベーター前に設置する「施設長直行便」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(賠償責任)

第13条 介護老人保健施設サービスの提供に伴い、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が被害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族は、当施設に対し連帯して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項については、介護保険法その他諸法令に定めるところにより、利用者又は家族と当施設が誠意をもって協議し、決定することとします。

<別紙1>

短期入所療養介護サービスについて

(2025 年 4 月 1 日現在)

1. 法人、施設の概要

(1) 法人、施設の名称等

- 法人名 社会医療法人社団 順江会
- 施設名 介護老人保健施設 かがやきライフ江東
- 開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 所在地 東京都江東区枝川 3 丁目 8 番 18 号
- 連絡先 電話番号：03 (3640) 2111 FAX 番号：03 (3640) 8050
- URL <http://www.junkoukai.com/> E-mail kagayaki@junkoukai.com
- 管理者名 大道寺 英幸 (施設長、医師)
- 介護保険指定番号 (1357081359)

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家族での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防入所療養介護）や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。当施設では、この目的を達成するため、スタッフ一同あたたかい介護で生活のお手伝いをいたします。

(3) 施設の職員体制

職 種	常勤	非常勤	夜間
医 師	1 以上	0.5 以上	
看 護 職 員	15 以上		2 以上
薬 剤 師		0.5 以上	
介 護 職 員	35 以上		6 以上
支援相談員	2 以上		
介護支援専門員（相談員と兼務）	2 以上		
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1.5 以上		
管理栄養士	1 以上		
事 務 職 員	3 以上		

(4) 定員

- 入所定員 150 名 （・個室 62 室 ・2 人室 28 室 ・4 人室 8 室）
- 通所定員 40 名

2. 介護保険証および介護保険負担割合証の確認

当施設を利用するにあたり、要介護認定および負担割合の確認が必要です。利用希望者の介護保険証および介護負担割合証のご提示をお願いいたします。

3. サービス内容

① 短期入所療養介護（介護予防療養介護）計画の立案

② 食事（原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7:30～ 8:15

昼食 12:00～12:45

夕食 18:00～18:45

③ 入浴（入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます）

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合があります。

④ 医療的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談支援サービス

⑧ 栄養管理・栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

4. 非常災害対策

防災設備：自動火災報知設備 火災通報装置 防火扉 誘導灯 スプリンクラー 消火器等

防災訓練：年2回

5. 協力医療機関

当施設では下記医療機関に協力いただいております。利用者の受診、急変時及び事故発生時は原則として江東病院にて対応いたしますが、指定病院がある場合にはお知らせください。

（1）協力医療機関

- 名 称 : 江東病院
- 住 所 : 東京都江東区大島 6-8-5
- 電 話 : 03-3685-2166

（2）協力歯科医療機関

- 名 称 : 西葛西歯科室
- 住 所 : 東京都江戸川区西葛西 6-16-4 エスペランス 3F
- 電 話 : 03-5667-2821

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、以下の事項を禁止しています。

- 暴力やセクシャルハラスメント等の迷惑行為
- 営利行為 ● 宗教の勧誘 ● 特定の政治活動

7. 施設利用における留意・お願い事項（短期入所利用時）

① 医療機関受診等について

当施設利用者の病状管理・投薬管理については、当施設医師が行っておりますので、急に今までと違う薬が処方されたりしますと身体に悪影響を及ぼすことも考えられます。したがって、外出時等に施設に無断で医療機関を受診することや、家族の方が薬をいただいてくることのないようにお願いします。緊急のためやむを得ず受診する場合にも、当施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

① 施設利用中の食事について

特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

② 面会について

面会時間は10：00～16：00となります。

1階事務所にあります面会簿に氏名等の記入をお願いします。

③ 外出・外泊について

外出・外泊のご予定のある方は、あらかじめ施設に連絡し、サービスステーションにて届出書の記入をお願いいたします。

④ 金銭、貴重品について

当施設では一切お預かりすることができませんのでお持ちにならないようお願いいたします。自己管理可能な方は、小額でしたらお持ちいただいても結構ですが、当施設では事故等についての責任を負うことはできません。

⑤ 洗濯について

私物の衣類ご利用の場合は、洗濯は家族の方をお願いいたします。汚れ物との交換をお願いいたします。

洗濯が困難な場合には、外部委託業者による洗濯サービスも受付いたします。

⑥ 喫煙

施設内は全館及び敷地内禁煙となっております。

8. 望及び苦情等の相談

当施設では、利用者からの要望及び苦情に適切に対応するため以下の体制を整え、相談及び苦情を受付けています。お気軽にご相談ください。

- ① 苦情受付担当者、苦情解決責任者について
 - 苦情受付担当者 各担当ケアマネージャー
 - 苦情解決責任者 施設長 大道寺 英幸
 - 事業所連絡先 03-3640-2111
 - 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
- ② 各部署に備え付けられた「施設長直行便」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ③ 公共相談窓口もご利用できます。
 - 東京都国民健康保険団体連合会 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11F
 - 介護相談指導課 受付時間(土日祝を除く)午前9時～午後5時
 - 介護相談窓口 連絡先 03-6238-0177（直通）
 - 江東区役所
 - 介護保険課 在宅支援係 受付時間(土日祝を除く)午前9時～午後5時
 - 介護サービス利用相談窓口 連絡先 03-3647-9099
 - 中央区役所
 - 高齢者施策推進室 介護保険課 受付時間(土日祝を除く)午前9時～午後5時
 - 指導係 連絡先 03-3546-5749

9. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価の実施については、現時点で行なっておりません。

10. その他

当施設について、不明な点等ございましたら施設職員に何なりとおたずねください。

<別紙2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用料金について
(2025年3月20日現在)

1. 短期入所療養介護

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただきます。そこで、看護、医学管理の下における看護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活のお世話を行い、利用者の療養生活の質向上、および利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・家族の希望を充分に取り入れることとします。

2. 利用料金

(1) 短期入所療養介護費の基本料金

施設利用料（介護保健制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

〔 左側:1割負担 中:2割負担 右側:3割負担 〕

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ） 従来型個室

● 要介護1	821円	1,642円	2,463円
● 要介護2	873円	1,746円	2,619円
● 要介護3	942円	1,884円	2,825円
● 要介護4	1,001円	2,002円	3,002円
● 要介護5	1,059円	2,117円	3,175円

介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ） 多床室-

● 要介護1	905円	1,810円	2,715円
● 要介護2	960円	1,919円	2,878円
● 要介護3	1,029円	2,058円	3,087円
● 要介護4	1,087円	2,174円	3,261円
● 要介護5	1,147円	2,294円	3,439円

① 夜勤職員配置加算	27円	53円	79円
② 個別リハビリテーション実施加算	262円	524円	785円
③ 認知症ケア加算	83円	166円	249円
④ 緊急短期入所受入加算	99円	197円	295円
⑤ 重度療養管理加算1	131円	262円	392円
⑥ 送迎加算(片道あたり)	201円	401円	602円
⑦ 療養食加算	9円	18円	27円

⑧ 緊急時治療管理費	565 円	1,130 円	1,694 円
⑨ 総合医学管理加算	300 円	600 円	900 円
⑩ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20 円	40 円	59 円
⑪ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	56 円	111 円	167 円
⑫ 口腔連携強化加算	55 円	109 円	164 円
⑬ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13）	所定単位数の 31／1,000／月 (R7 年 3 月 31 日まで)		
⑭ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 54／1,000 月 (R7 年 4 月 1 日から)		

（２）介護予防短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日当たりの自己負担分です。）

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

従来型個室

- 要支援 1 632 円 1,263 円 1,894 円
- 要支援 2 792 円 1,583 円 2,374 円

多床室

- 要支援 1 669 円 1,337 円 2,005 円
- 要支援 2 844 円 1,688 円 2,531 円

- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 20 円 40 円 59 円
- ③ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13） 所定単位数の 31／1,000／月

（３）その他の料金

- ① 食費／1 日 負担限度額認定

- 第 1～第 3 段階の方 朝食 300 円／昼食 600 円／夕食①1000 円②1,300 円
- 第 4 段階の方 朝食 630 円／昼食 800 円／夕食 790 円

（負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いただく食費の上限になります）

- ② 滞在費（療養室の利用費）／1 日当たり

- 従来型多床室（準個室） 1,640 円
- 従来型個室 1,640 円
- 従来型多床室 700 円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく上限となります）

※上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担については、別添資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

- ③ 特別な室料（1 日当たり）

- 個室 2,750 円

※上記特別な療養室のご利用される場合にお支払いただきます。

④ 理美容代

- カット等 2,599 円～
- その他のサービスは別紙料金表をご覧ください。

⑤ 日常生活品・日常着レンタル・私物洗濯

※ご自身でご用意頂くか、委託会社アメニティとの契約となります。

- Aタイプ 1 日当たり 240 円
基本セット（入浴用途以外のタオル類、オシボリ（食事以外の使用分）、ティッシュペーパー、綿棒、ハンドクリーム、保湿ローション、歯ブラシ+歯磨き粉・ハミングッド・入れ歯洗浄剤のいずれか、T 字カミソリ）
- Bタイプ 1 日あたり 765 円
Aタイプ（基本セット）+衣類レンタル（ジャージ、普段着、肌着、下着、靴下）
- Cタイプ 1 ネット 1,029 円
私物洗濯サービス（※水洗いできるもの） 週 2 回

⑥ 教養娯楽費

- 希望により参加したクラブ、行事等で使用した材料費などの実費相当分。

⑦ 私物洗濯

- 希望により業者委託 1 ネット 1,048 円

⑧ テレビリース(液晶テレビ・台とも) 1 日あたり 120 円

(4) 支払い方法

- ① 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② 支払方法は銀行口座自動振替とします。

3. 入所にお持ちいただく物品

物品名	個数	備考
老人医療受給者証		提出願います。確認後お返しします。
健康保険証		
介護保険証		
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
身体障害者手帳		
洗面用具		歯ブラシ・歯磨き粉・コップなど必要に応じてお持ちください。
義歯用品		義歯容器・洗浄剤など必要に応じてお持ちください。
ティッシュペーパー		ご利用頻度に応じてお持ち下さい。
手さげ袋	1 枚	入浴用の衣類を入れる物。
ビニール袋		洗濯物をいれるための大きめのゴミ袋
屋内用靴	1 足	スリッパ不可。リハビリシューズが望ましい。

タオル・バスタオル シャンプー・ソープ		*入浴に使用するものは施設で用意いたします。
普段着	2組	多めにご用意ください。(特に失禁のある方) 女性でスカートを着用されている方は、リハビリ用に ズボンを2枚くらいご用意ください。
パジャマ・寝巻き	2枚	
下着・靴下	2~3枚	

*必要があればお持ちください

ひげそり (電動シェーバー)・・・日常ご利用されている方

化粧品・・・日常ご利用されている方

介護用品・・・日常ご利用されている方

その他・・・ウェットティッシュ、時計、ラジオなど

4. お願い

- ① 現金・貴重品はご本人が管理できる程度のみお持ちください。施設では、原則お預かりいたしません。
- ② はさみ・ナイフ等の刃物類・酒類・電気ポット・テレビのお持ち込みは原則出来ません。
- ③ リーステレビを利用する方は必ずイヤホンをお持ちください。
- ④ 持ち主不明の物品が多量に発生しています。全ての持ち物には必ず油性マジックで大きくはっきりと記名するか、ネームタグを付けるようにしてください。

<別紙3>

個人情報の取扱い規定について

(2022年11月1日現在)

(基本的事項)

第1条 老人保健施設かがやきライフ江東（以下、当施設という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）の保護の重要性を認識し、当施設が提供する介護サービス実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

(秘密の保持)

第2条 当施設は、介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(当施設従業員の遵守)

第3条 当施設は、当施設に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

(収集の制限・内容の正確性の確保)

第4条 当施設は、当施設サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

(利用の制限)

第5条 当施設は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。

(利用目的)

第6条 当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 介護関係事業者内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業

者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

- 利用者の診療等に当り、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託、その他の業務委託
- 家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- 審査支払機関へのレセプトの提出
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 介護保険当施設等において行われる学生の実習への協力
- ③ 居室等での名札
- ④ 当施設でのクラブ活動等の作品展示の名札
- ⑤ 行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

(4) 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

(5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

- ① 市町村による文書等提出等の要求への対応
- ② 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③ 都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤ 事故発生時の市町村への連絡

(利用同意の取り消し)

第7条 個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取扱うものとします。

(保有個人情報の開示)

第8条 当施設が保有する個人情報について、本人から開示等の求めがあった場合には、診療録等の開示に関する規定に則り、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしない場合は、その理由を文書で通知します。

(苦情処理体制)

第9条 個人情報利用の取扱いに関して相談・苦情・疑問・開示を希望される場合には、重要事項説明書別紙1の苦情受付担当者にお申し出ください。

介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設かがやきライフ江東を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

<利用者の家族>

住 所

氏 名

(続柄)

介護老人保健施設 かがやきライフ江東

管理者 大道寺 英幸 殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第１０条３項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	